

処理事例 50 市の業務に不備の無かったもの

苦情申立て対象機関	産業振興部農水産課	
苦情申立ての内容	<p>明石市水産業補助金交付要綱（以下「要綱」）の対象者を改定してほしい。市は独自基準で要綱を定め、水産業協同組合員でなければ補助金の交付ができない旨を規定しているが不平等だ。組合員でない漁民は、要綱により大変経済的不利な立場に置かれている。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、申立人との面談を踏まえて、要綱制定の由来、制度の仕組み、要綱が漁業操業安全推進事業にかかる補助金（以下「補助金」）交付の対象者を、漁業協同組合及びその組合員（以下「組合等」）に限定した趣旨等について調査しました。</p> <p>1 調査の結果、次のことが分かりました。</p> <p>(1) 対象者を組合等に限定した趣旨</p> <p>組合等は、水産資源を捕獲・利用等する一方で、種苗の放流、漁業調整等を行うことにより資源を管理し、持続可能な産業を目指しており、包括的に地域の水産業振興を担っています。要綱は、組合等がそのような公益的な役割を果たすことに鑑み、組合等に対して補助を行うこととしたものです。</p> <p>(2) 要綱を制定するに至った経緯</p> <p>市の沿岸部の水域一帯は関係漁業協同組合の共同漁業権が設定され、非組合員は組合の許可なく操業できません。市が浄化センターを設置するに際し、その放流水が共同漁業権区域で組合員が行う漁業や養殖に与える影響が問題になりました。それを契機に、区域内で操業する組合員の経営の安定と安全に資するために補助金が設けられました。そのため、交付対象者は、制度設計上当然に、共同漁業権区域で操業する組合等に限られます。申立人は、非組合員であって共同漁業権区域では操業できず、放流水による影響も受けないので、対象者とならないこととなります。</p> <p>2 オンブズマンの見解</p> <p>1(2)のとおり一種の補償として設けられたかに見える補助金制度ですが、組合等は公益的役割を果たしており、かかる組合等に対し経営の安定・安全に資する補助を行うことは、補助金本来の公益的目的にかないます。そもそも、公益的役割をも担う組合等の経営安定のための補助事業が保険料の一部補助という形で行われているのであって、漁船保険加入者に対する補助ではありません。このように、本件制度は、設けられた沿革と公益的目的のいずれからしても、組合等を対象とするもので、漁船保険の加入者や、申立人の言う「漁民」を対象とするものではないのです。</p> <p>また、自治体の補助金は贈与に類するもので、不服申立はできないとされています。もっとも、行政の恣意的な運用は許されず、公益上の必要性、補助金交付の適切性、不平等・不公平ではないかを市民目線でチェックする必要があります。本件については、すでに検証したように、制度設計上、対象者を組合等に限定したことは、公益上の目的にもかない、問題はないと考えます。</p> <p>従って、苦情の趣旨に沿うことはできません。市に対しては、今後、補助の拡大・縮小に関し、他の補助金との関係も鑑み、必要性、重要度、市の財政状況等を考慮した運用を希望します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成28年（2016年）3月9日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成28年（2016年）4月13日	35日間
調査結果通知年月日	平成28年（2016年）5月6日	58日間